２　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

３　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

４　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

５　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

６　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

７　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

８　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

９　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「８　その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日において、同意の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における同意の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種」欄は、「⑴　同意の対象となる議案」において「イ　事業の全部の譲渡」を選択した場合省略することができる。

「⑷　譲渡等の議案に同意する理由」欄において、自ら又は他の株主を通じて株主総会に事業の全部の譲渡等の議案を提案した理由についても記載すること。

「⑸　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄において、本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑹　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄は、届出者が本届出で届け出る同意の対象となる事業の譲渡等の譲受者となる場合に記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。